

10.7 土壤

10.7 土壌

工事中における造成等の工事に伴い、土壌に係る有害項目への影響が考えられるため、土壌（ダイオキシン類）の状況について現地調査を行った。

10.7.1 調査

1) 調査内容

(1) 土壌（ダイオキシン類）の状況

対象事業実施区域でダイオキシン類の状況とした。

(2) その他の予測・評価に必要な事項

対象事業実施区域の土地利用の地歴とした。

2) 調査方法

(1) 土壌（ダイオキシン類）の状況

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月環境庁告示第68号）及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）に定める測定方法とした。

(2) その他の予測・評価に必要な事項

空中写真等、地歴の状況を調査した。

3) 調査地域・地点

対象事業実施区域でダイオキシン類の存在が考えられ変化が想定される地点とし、調査地点は表 10.7-1 及び図 10.7-1 に示す。

表 10.7-1 調査地点

調査地点	調査地点概要
No.1	農業大学校時の農場
No.2	
No.3	

4) 調査期間・頻度

現地調査は平成29年7月24日に実施した。

5) 調査結果

(1) 土壌（ダイオキシン類）の状況

土壌（ダイオキシン類）の調査結果を表 10.7-2 に示す。

ダイオキシン類は 15pg-TEQ/g-dry～18pg-TEQ/g-dry であり、環境基準値を下回った。

表 10.7-2 土壌（ダイオキシン類）調査結果

単位：pg-TEQ/g-dry

項目	No.1	No.2	No.3	環境基準
ダイオキシン類	15	16	18	1,000 以下

注) 数値は毒性当量である。

表 10.7-3 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（環境省ウェブサイト）

(2) その他の予測・評価に必要な事項

昭和 20 年に埼玉県が土地を所有し、以来、埼玉県によって土地所有されている。昭和 20 年以前は農地又は雑木林として土地利用されていた。その後、農業大学校及び農林総合研究センター鶴ヶ島試験地として土地利用されており、平成 27 年 3 月に閉鎖されている。なお、農業大学校等は水質汚濁防止法で規定する有害物質特定施設であった。

埼玉県では、農業大学校等及び建築物等の解体廃止に伴い、土壌対策汚染法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 1 項及び同法第 4 条第 2 項に基づく調査（「16 旧農業大学校ほか第一工区解体工事」（平成 29 年 2 月））を実施したところ、土壌の汚染は確認されなかった。

10.7.2 予 測

既存資料及び現地調査の結果、土壌の汚染が確認されなかったことから、造成等の工事に伴い周辺地域及び地下水への汚染拡大が懸念されるおそれがないため、予測評価は実施しない。

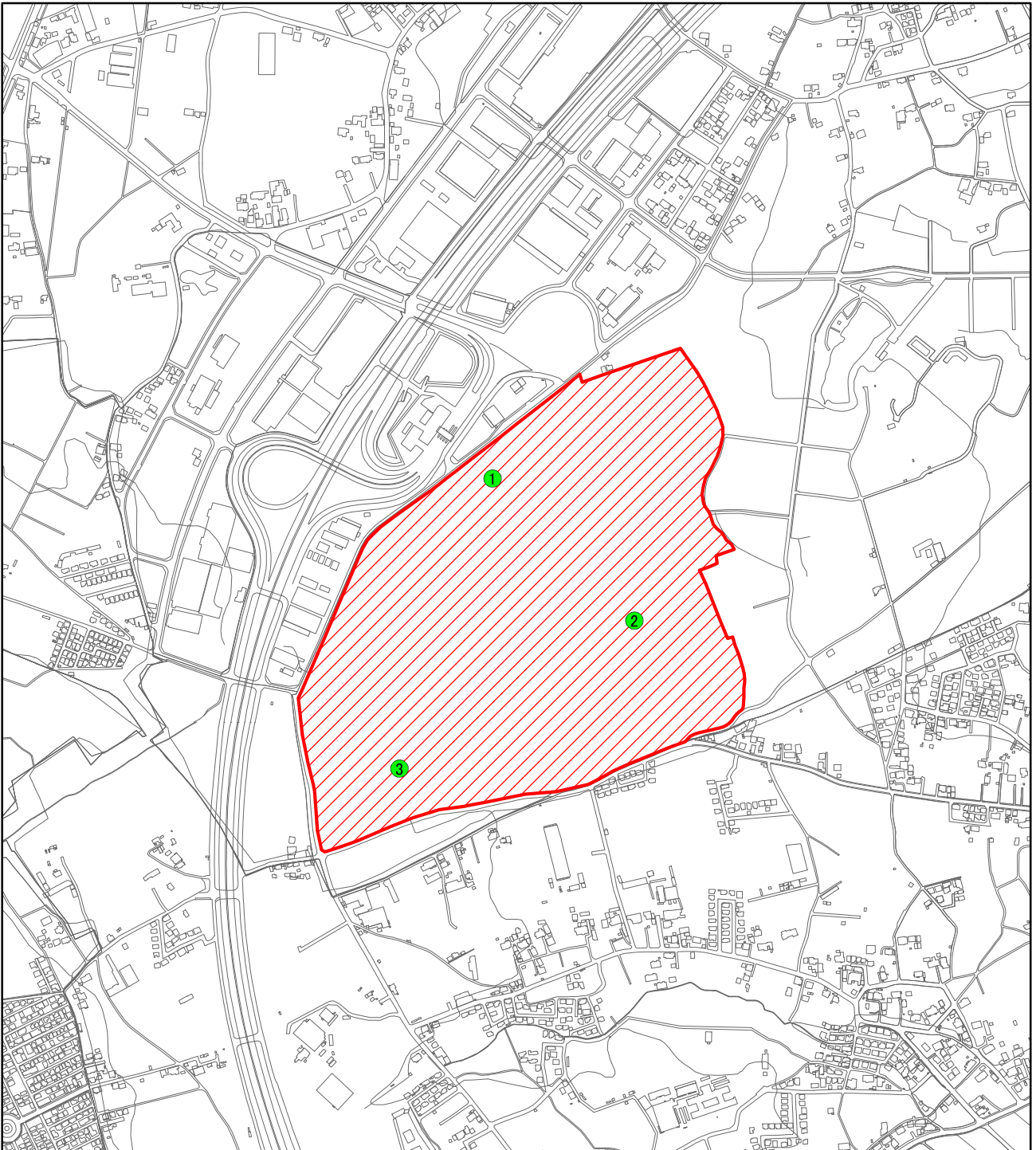



図10.7-1 調査地点位置図(土壌)

凡例

● 調査地点(土壌)

 対象事業実施区域

1:10,000



0 100 200 400
m